

曹魏および西晋における都督と將軍

山口 正晃

要旨

三国魏において制度化された都督制は、若干の変化を見せながらも、次の西晋王朝まで大枠としては変更なく受け継がれた。その制度上の特徴について明らかにすることが、本稿の主題である。具体的には、(1) 魏晋期都督制の制度内容について最もまとまった記述のある『晋書』職官志の分析、(2) 都督制に付随する「節」という権力標識から見た都督制の成立経緯、(3) 都督制の実際の運用状況、(4) 軍隊組織における都督の位置づけという四つの視点から、検討を加える。その結果、都督制が將軍の地位下落を契機として出現した制度でありながら、実際にはその制度上の基盤は却って將軍に存すること、すなわち都督とは独立した官職ではなく、將軍が持つ「肩書き」であることが判明した。この結論は、二つの点において先行研究に対する独自の意義を有する。一つは、漢末三国に將軍号が虚号化して軍事長官の座から転落したという従来の理解に釘を刺し、西晋期まで「一軍」の長官としての地位はなお保っていたことを指摘した点。いま一つは、一部の研究者に見られる都督の主体を刺史・太守と見なす誤解を正し、現実に刺史・太守が都督を兼任する場合はあるものの、それは將軍号を持つ刺史・太守であって、制度的に都督が付与されるのはあくまでも將軍に対してであることを論証した点、である。

キーワード…中国史、魏晋南北朝時代、軍事制度、都督、將軍

はじめに

魏晋時期における都督諸軍事に関する研究は、日中両国において既に数多く発表されている。しかし、日本と中国では関心の所在がやや異なるようである。具体的に言えば、中国では都督制の運用実態や歴史的役割を中心として研究が進められ、一定の成果を挙げているのに対して、日本では四征將軍との関係を中心として、制度的な側面に重心が置かれている¹⁾。しかし、筆者の見るところ、制度的な解明はまだまだ十分になされていない²⁾とは言い難い。そこで、本稿では都督諸軍事の「制度」を中心として検討する。そして、制度そのものを解明することによって、歴史的な位置づけについて新たな側面を見出だすことができるであろうし、同時にまた、運用実態に関して、従来の研究を若干補正するところもあると思うのである。

ところで、従来の都督制の研究について日中両国ともに共通して言えるのは、制度の解明を試みる際に、『晋書』職官志や『宋書』百官志の記載を参照しつつも、むしろ具体的な事例を中心として検討している、ということである。しかしながら、言うまでもなくこの時代は戦乱の時代であって、特に軍事制度については著しい変化が見られる。また、そのような時代状況とも関係あるかも知れないが、史料上の表記についても、混乱がしばしば見られる³⁾。従って、具体的な事例の検討ももちろん重要ではあるが、そこから制度の規定を見出だすには限界があると言わざるをえない³⁾。そこで、本稿ではまず『晋書』職官志の都督制に関する記事を全面的に検討することから始め、その上で個々の具体的な事例を見ていくこととする。

第一章 『晋書』職官志の検討

晋代の都督制について最もまとまった情報を提供してくれるのが、『晋書』職官志である。『三国志』には志がないが、晋代の制度は概ね曹魏からそのまま継承しているので、曹魏の都督制については『晋書』職官志の記載から類推することができる。従来の研究にお

いても、そうした見地から『晋書』職官志をてがかりとして曹魏の都督制の解明に努めているものが多い。まずはその『晋書』職官志から、都督制に関する記事およびそれを検討するに当たって必要な箇所を抜き出して、以下に挙げる。なお、行論の都合上、各段の首に(A)から(H)の符号を附した。

(A) 驃騎・車騎・衛將軍、伏波・撫軍・都護・鎮軍・中軍・四征・四鎮・龍驤・典軍・上軍・輔國等大將軍、左右光祿・光祿三大夫、開府者皆爲位從公。

(B) 太宰・太傅・太保・司徒・司空・左右光祿大夫・光祿大夫、開府位從公者爲文官公、冠進賢三梁、黑介幘。

(C) 大司馬・大將軍・太尉、驃騎・車騎・衛將軍、諸大將軍、開府位從公者爲武官公、皆著武冠、平上黑幘。

(D) 諸公及開府位從公者、品秩第一、(以下省略)

(E) 諸公及開府位從公加兵者、增置司馬一人、秩千石。從事中郎二人、秩比千石。主簿・記室督各一人。舍人四人。兵鎧・士曹、營軍・刺姦・帳下都督、外都督、令史各一人。主簿已下、令史已上、皆絳服。司馬給吏卒如長史、從事中郎給侍二人、主簿・記室督各給侍一人。其餘臨時增崇者、則褒加各因其時爲節文、不爲定制。

(F) 諸公及開府位從公爲持節都督、增參軍爲六人、長史・司馬・從事中郎・主簿・記室督・祭酒・掾屬・舍人、如常加兵公制。

(G) 驃騎已下及諸大將軍不開府・非持節都督者、品秩第二、其祿與特進同。置長史・司馬各一人、秩千石。主簿、功曹史、門下督、錄事、兵鎧士賊曹、營軍・刺姦・帳下都督、功曹書佐門吏、門下書吏各一人。其假節爲都督者、所置與四征鎮加大將軍不開府爲都督者同。

(H) 四征鎮安平加大將軍不開府・持節都督者、品秩第二、置參佐吏卒・幕府兵騎如常都督制、唯朝會祿賜從二品將軍之例。然則持節都督無定員。前漢遣使始有持節。光武建武初、征伐四方、始權時置督軍御史、事竟罷。建安中、魏武爲相、始遣大將軍督之。二十一年、征孫權還、夏侯惇督二十六軍是也。魏文帝黃初三年、始置都督諸州軍事、或領刺史。又上軍大將軍曹眞都督中外諸軍事・假黃鉞、則總統內外諸軍矣。魏明帝太和四年秋、宣帝征蜀、加號大都督。高貴鄉公正元二年、文帝都督中外諸軍、尋加大都督。

及督受禪、都督諸軍爲上、監諸軍次之、督諸軍爲下。使持節爲上、持節次之、假節爲下。使持節得殺二千石以下。持節殺無官位人、若軍事、得與使持節同。假節唯軍事得殺犯軍令者。江左以來、都督中外尤重、唯王導等權重者乃居之。

〔晉書〕卷二十四、職官志

従来の研究で注目されてきたのは、もっぱら(H)の段、特に「都督諸軍爲上、監諸軍次之、督諸軍爲下。使持節爲上、持節次之、假節爲下」という部分である。これによると都督には「都督・監・督」の三級があり、原則として都督と密接不可分な持節にも「使持節・持節・假節」という三級が存在することが分かる。嚴耕望氏はこの記事を基に正史から具体的な事例を集め、そこから、「都督」の三級と「持節」の三級との間には対応関係がないこと、つまり、合計九通りの組み合わせが確認できることを指摘し、それは既に定説となっている。筆者もまたその見解には賛成であるが、しかし(F)(G)(H)を見れば明らかのように、都督制に言及している箇所は他にもある。そしてこれら一連の記載からは、より具体的に都督制の制度的な概要を見出すことができるのである。そこで、以下において(F)(G)(H)の三段を中心として、検討を加えることとする。

まず(F)の記事から説明する。この段を説明するためには、(D)(E)の二段と併せて見る必要がある。というのは、これら三段は、いずれも「諸公及開府位從公」についての規定だからである。ここにある「諸公」とは、(A)の前段にある上公(太宰・太傅・太保)・三公(太尉・司徒・司空)・大司馬・大將軍のいわゆる「八公」を指し、「開府位從公」とは(A)の「開府者爲位從公」を指す。つまり、(B)の文官公と(C)の武官公を併せたものと言うこともできる。まず(D)において、彼らの基本的な属僚の内容が規定されている。次に(E)において、彼らが「兵を加え」られた場合についての規定が記されるが、それは、(D)に司馬以下の軍事に関する属僚が⁽⁵⁾増置された内容となっている。この規定により、(D)が文官公を、(E)が武官公をそれぞれ基本的な対象としていることが分かる。そして(F)では、彼らが「持節都督」となった際の属僚の構成内容が規定されている。それによれば、「常加兵公制」——すなわち(E)の規定——に參軍を六人加えた内容となっている。従って、ここは「諸公及開府位從公爲持節都督」と記されているが、より厳密には、「諸公及開府位從公加兵爲持節都督」とするべきであろう。つまりこの段からは、持節都督になることができるのは兵を領している者

のみであること、また、持節都督になった場合には府僚の参軍が増やされるといふ、都督制に関する二つの情報を見出すことができるのである。

次に (G) について説明する。ここにある「驃騎已下及諸大將軍」は、(A) を参照すると、驃騎・車騎・衛の三將軍および伏波から輔国に至る諸大將軍を指すことは明らかである。そして「不開府・非持節都督」とあることから、開府でもなく持節都督でもない、すなわち、附加的条件が何もない場合での規定ということになるが、そこで「品秩第二」とあることから、これが (H) の段に見える「二品將軍」と呼ばれるものであることが分かる。⁽⁶⁾ 要するに、ここは「二品將軍」の基本的な規定について記されている箇所である。そして、彼らが「不開府・持節都督」となった場合について記したのが、この段の後半部分「其假節爲都督者、所置與四征鎮加大將軍不開府爲都督者同」という部分である。これは明らかに次の (H) の段を指している。因みに、二品將軍が開府を加えられると (A) の規定により位從公となるので、「開府・非持節都督」の場合は (E) に該当し、「開府・持節都督」の場合は (F) に該当することになる。最後に、(H) について検討を加える。ここで規定の対象となっているのは、「四征・鎮・安・平將軍」の「大將軍」を加えられた者つまり「四征・鎮・安・平大將軍」である。これは上記 (G) の「諸大將軍」に当てはまるので、二品將軍に含まれる。二品將軍であるからには、当然 (G) と同じく、「開府・非持節都督」の場合は (E) に該当し、「開府・持節都督」の場合は (F) に該当する。そしてこの (H) で規定されているのは、「不開府・持節都督」の場合である。つまり、二品將軍の中から「四征・鎮・安・平大將軍」のみを抜粋した形で「不開府・持節都督」の規定について説明をしているのである。このような記述方式から、「持節都督」は本来「四征・鎮・安・平大將軍」に対して与えられる肩書きであった、ということが指摘できる。この考えを裏付ける根拠はさらに二つある。一つは、この段において最も詳しく「持節都督」についての説明——漢代における淵源から「都督」と「持節」の三級制に至るまで——がなされていることであり、もう一つは、(G) において「不開府・持節都督」の説明をする際の「與四征鎮加大將軍不開府爲都督者同」という表現である。この表現によれば、二品將軍が「不開府・持節都督」となる際の基準は「四征鎮加大將軍」にあり、それ以外の二品將軍については、むしろ例外として扱われているのである。以上のことから、「持節都督」は本来「四征・鎮・安・平大將軍」に対して加えられる肩書きであったと言えるだろう。⁽⁷⁾

次にこの(H)の段で注目したいのが、「品秩第二、置参佐吏卒・幕府兵騎如常都督制、唯朝會祿賜從二品將軍之例」という箇所である。上に述べたように、「四征・鎮・安・平大將軍」は元より二品將軍である。それが「持節都督」となっても第二品のままであることから、「持節都督」という条件は「開府」とは違って本官の品秩に影響を与えないことが分かる。⁸⁾「持節都督」によって変化するのは「参佐吏卒・幕府兵騎」であって、「朝會祿賜」ではないのである。それは(F)の記載内容が属僚の内容のみに限定されていることから、理解できるであろう。同時にまた、ここで「品秩第二」と規定されているのはあくまでも「四征・鎮・安・平大將軍」であって、「持節都督」ではない。これは、「持節都督」がそれ自身の官品を持っていないことを示している。この点においては「持節都督」と「開府」とは同じ性格であると言えるだろう。

ところで、ここにある「常都督制」というのが何を指すのか、判然としない。ここだけを見ると、あたかも「都督制」だけを詳細に説明した記載が他に存在するかのようである。しかし、『晋書』職官志の中で、ここ以外に都督制に関連することを記しているのは(F)だけである。そしてそこには、持節都督になった場合には参軍を増やすということが規定されている。果たしてこれが「常都督制」のものなのか、断言はできない。しかし、これが「常都督制」と大いに関係のあることは間違いない。

以上を総合して言うと、これらの一連の記事は、「諸公及開府位從公」と「二品將軍」の品秩および府僚の構成内容についての規定を主として説明している。そして、それは「開府」「不開府」と「持節都督」「非持節都督」という二つの要素によって変化する。「不開府」は品秩と属僚との双方に関係するが、「持節都督」「非持節都督」は属僚のみに関係する。そして、開府も都督もそれ自体は本官とはなり得ず、別に本官を必要とする。従って、都督が官制の上で持つ意味は、幕府の人員に変化をもたらす——具体的には、参軍を増す——肩書きという所にある。そして、運用面について言えば、都督は領兵者に限定して与えられ、特にその中心となるのが「四征・鎮・安・平大將軍」である。

ただし、『晋書』職官志のこれらの記事はあくまでも晋代——特に西晋初期——についての規定である。曹魏の都督制については、具体的な事例を検討しなければならないこと、言うまでもない。次章では、都督制の成立と関連して、「持節」の問題を取り上げることとする。

第二章 都督と「持節」

都督制について論じる時、避けては通れないのが「持節」の問題である。都督と「持節」は原則として不可分の要素と考えられるからである。それは、前章で引用した『晋書』職官志に、常に「持節都督」として表記されていることから窺われる。

「都督」と「持節」の関係については、既に大庭脩氏が次のような見解を出している。⁽⁹⁾氏によれば、漢代における節は、皇帝の意思を帯びた使者に対して与えられるものであり、將軍に対して与えられるものではなかった。⁽¹⁰⁾それが後漢末の混乱期には、四征・鎮將軍や前後左右將軍など、高位の將軍に対して節が仮せられるようになってきた。その目的は、この時代に將軍号が濫発され、將軍となる者が急増したのに対応して、皇帝の代理として彼らを統轄させるためであった。こうして高位の將軍に対して節を仮すことが一般化し、それが都督諸州軍事という名称の下に制度化していった、と。

筆者もまた、先に都督制の成立過程について検討し、その結果、都督は將軍号の濫発という状況に対応して、彼らを統率するために成立した制度であると論じた。⁽¹¹⁾ただし、筆者が注目したのは後漢末の曹操軍閥内における都督そのものであって、將軍假節の制ではない。従って、大庭氏の見解と、筆者の考えとを併せて説明すると、漢王朝の將軍假節の制と、曹操軍閥内において発展してきた都督の制度とが統一されたところに、都督諸州軍事の制度が完成したとすることができると言える。しかし、これにはより詳しい説明が必要だと思われるので、それを以下に述べたい。

まず、大庭氏が指摘する「將軍に節を仮すのは他の將軍達を統轄するためである」という解釈について、その事を最もよく示す史料を三つ紹介しよう。一つ目は、後漢最末期の建安二十四年、劉備と戦って夏侯淵が戦死した後の状況である。

當是時、新失元帥、恐爲（劉）備所乘、三軍皆失色。（夏侯）淵司馬郭淮乃令衆曰「張將軍、國家名將、劉備所憚。今日事急、非張將軍不能安也。」遂推（張）郃爲軍主。郃出、勒兵安陳、諸將皆受郃節度、衆心乃定。太祖在長安、遣使假郃節。

〔三国志〕卷十七、張郃伝

この時、動揺する諸軍を落ち着かせるため、夏侯淵の司馬であった郭淮は臨時の措置として、曹操の指示を待たずに張郃を軍主に推した。曹操はその後で、それを追認する形で張郃に節を仮した。つまり、張郃を正式に「元帥」として認めたのである。二つ目は曹魏初期の事例である。

黄初中、文帝欲假(賈)逵節、(曹)休曰「逵性剛、素侮易諸將、不可爲督。」帝乃止。

〔三国志〕卷十五、賈逵伝

本伝の記載によると、この時、賈逵は豫州刺史・建威將軍であった。これにより、節を仮された將軍は「督」と呼ばれること、そしてその「督」する対象は「諸將」であることが分かる。將軍に節を仮すことの意味が最も明瞭に示されている史料である。三つ目は西晋時代、八王の乱時のことである。

(趙王)倫復授太子詹事劉琨節、督河北將軍、率步騎千人催諸軍戰。(孫)會等與義軍戰于激水、大敗、退保河上、劉琨燒斷河橋。

〔晋書〕卷五十九、趙王倫伝

この史料だけを見ると、趙王倫は「太子詹事」の劉琨に節を授けたかのようにであるが、劉琨の本伝には

三王之討倫也、以琨爲冠軍、假節、與孫秀子會率宿衛兵三萬距成都王穎、戰于黃橋、琨大敗而還、焚河橋以自固。

〔晋書〕卷六十二、劉琨伝

とあって、冠軍將軍に任命するとともに節を仮したことが分かる。劉琨は冠軍將軍を与えられることによって自ら「歩騎千人」を率い、さらに仮節によって「河北將軍」を督したのである。これらの史料から、大庭氏の見解が基本的には正しいことが確認できる。しかしながら、上引の『三国志』賈逵伝に「督」とあって「都督」とは言っていないことに注目すると、「將軍仮節」と「都督」とを直ちに結びつけてよいものか、疑問である。そこで、次にこの点について考えてみたい。

周知の通り、都督制が成立したのは『晋書』職官志によれば黄初三年、『宋書』百官志によれば黄初二年であるが、実質的には曹丕が王位に即いた延康元年には成立していた。⁽¹²⁾そこで、後漢最末期から曹魏の初めにかけて、曹操軍閥の中で節を仮された將軍と、都督制成立当初の最初の都督就任者に注目し、両者がどのような関係にあるのか見てみよう。

建安末期、曹操軍閥の中で節を仮された將軍には、

夏侯淵・護軍將軍・仮節

曹仁・行征南將軍・仮節（以上の二人は『三国志』卷九）

張遼・盪寇將軍・仮節

樂進・折衝將軍・仮節

于禁・左將軍・仮節

張郃・盪寇將軍・仮節

徐晃・平寇將軍・仮節（以上の五人は『三国志』卷十七）

臧霸・揚威將軍・仮節（『三国志』卷十八）

の八人を挙げることができる。このうち、夏侯淵は上で見たように建安二十四年に戦死し、樂進もまた建安二十三年に死亡、于禁は関羽との戦いによって呉に捕らえられ、黄初初めに魏に返還されたものの、すぐに死亡している。⁽¹³⁾従って漢魏革命の時に現任の將軍とし

て存在していたのは、曹仁・張遼・張郃・徐晃・臧覇の五人である。そしてこの五人の中で、曹仁と臧覇の二人だけが、延康元年に都督になつて⁽¹⁴⁾いる。一方、曹丕が魏王に即位した延康元年から皇帝に即位した黄初元年にかけて、新たに節を假せられた將軍は

曹休・鎮南將軍・假節・都督(揚州) 諸軍事

曹真・鎮西將軍・假節・都督雍涼州諸軍事

夏侯尚・征南將軍・假節・都督南方諸軍事・領荊州刺史

夏侯惇・安西將軍・持節・都督関中(以上の四人は『三國志』卷九)

文聘・討逆將軍・假節・江夏太守(『三國志』卷十八)

呉質・北中郎將・使持節・督幽并諸軍事(『三國志』卷二十一、呉質伝、裴注)⁽¹⁵⁾

の六人があり、文聘を除いた五人が假節將軍になると同時に都督にもなつて⁽¹⁴⁾いる。一見して明らかのように、假節將軍の全てが都督になつて⁽¹⁴⁾いるわけではない。しかしながら、これを以つて、都督と將軍假節の制とは関係ないと考えるのは早計である。というのは、最初の都督就任者は、ここにあげた合計七人以外にはいない。つまり、都督となつた七人全てが假節將軍なのである。別の見方をすると、黄初初年の假節將軍十一人の中から、七人を選んで都督に任じているとも言える。従つて、都督制は將軍假節の制という基礎の上に成り立したのは間違いない。

では、これらの假節將軍の中からのどのような基準で都督が選ばれたのであろうか。それは、曹氏および夏侯氏の一族であるか否か、という点にある。既に多くの諸先学が指摘しているように、曹魏初期の都督就任者は曹氏・夏侯氏に集中している⁽¹⁶⁾。実際、上記の七人のうち、臧覇および呉質以外の五人は全て、曹氏もしくは夏侯氏である⁽¹⁷⁾。また、建安末期における曹操軍閥内の都督もまた、曹氏・夏侯氏に限定されている。具体的にはそれは夏侯惇・夏侯淵・曹仁の三人であり⁽¹⁸⁾、曹仁と夏侯淵は上に見たように建安中から既に假節將軍となつて⁽¹⁴⁾いる。従つて、この時から既に都督と將軍假節の制とは密接な関連を有していたと考えられる。ただし、ここで注目すべき

は、夏侯惇が節を仮されたという史料がないことである。これは、都督制が制度として確立するまでは、將軍假節の制と完全に結合していたわけではないことを物語っている。逆に言えば、曹操軍閥の都督は、將軍假節の制と結びつくことによって、はじめて制度としての確立を見たのである。

さらに都督諸軍事には、通常、管轄範圍が明記される。例えば、「都督荊州諸軍事」「都督関中諸軍事」「都督揚州諸軍事」などである。これは、都督という肩書きが、具体的な管轄範圍を限定するものでもあることを示す。これに対して、假節將軍というのは、軍隊構成上の一つの単位である。「假節」は他の將軍を督するための肩書きであって、そこに管轄範圍という概念は存在しない。都督が假節將軍を制度的な基盤としつつも、假節將軍そのものではないというのは、こうした都督の意義を考えても、理解できるであろう。

以上を総合すると、曹操軍閥の拡大とともに発展してきた都督は、延康元年から黄初元年にかけて、後漢王朝の將軍假節の制と完全に結びつくことによって、新王朝の制度として具体的に制度化されたと言えるだろう。ただし、曹操軍閥の都督は、曹氏もしくは夏侯氏の一族によって特定地域の地方駐屯軍を統率させるために設置されていたものである。従って、都督制成立当初、都督に任命される者は、原則として假節將軍の中でも曹氏もしくは夏侯氏一族に限られていた。これを制度の上から言えば、多数いる將軍を統轄するために一部の將軍に節を仮し、さらにそうした假節將軍・將軍の頂点に立つ者として、一定の地域に假節將軍・都督が存在するのである。¹⁹⁾そうした状況を説明しているのが、『宋書』百官志の次の記事である。

魚豢曰「魏世車騎爲都督、儀與四征同。若不爲都督、雖持節屬四征者、與前後左右雜號將軍同。其或散還從文官之例、則位次三司。」
晉・宋車騎・衛不復爲四征所督也。
〔宋書〕卷三十九、百官志上、車騎將軍の条

この「四征」とは、実質的に都督を指す。²⁰⁾ 將軍号そのものの序列から言えば、車騎の方が「四征」より上位であるのは言うまでもない。しかし、都督とならなければ、たとえ持節・車騎將軍であっても「四征」——即ち都督——に属することになるのである。もつとも実際に、車騎將軍が「四征將軍・都督」に統属していた実例はない。ここで述べているのは、おそらく都督制成立当初の理念であろう。²¹⁾

こうしてみると、『晋書』職官志に「持節都督」とあるのは、制度面から分析すれば、実は都督に対してではなく、將軍に対して節が加えられることを意味することが分かる。それは、前章引用の(G)(H)の記載対象が「將軍」であることに留意しつつ、(G)の段にある「其假節爲都督者」という表現に注目すれば、よりよく理解できるであろう。つまり、都督はそれ自体で独立して存在しうる官ではなく、「將軍」と「節」という二つの要素を必要とするのであり、それは上に見たように、都督制が將軍假節の制を基盤として成立したという経緯に基づいているのである。⁽²²⁾

第三章 都督制の運用実態

前章までの検討により、都督制が將軍と不可分の関係にあるということは間違いない。従って、都督制の運用基盤を解明するには、將軍号に注目しなければならない。また、既に第一章で紹介したように、『晋書』職官志には「都督・監・督」という三級が記されている。そこには「晉の禪を受くるに及び」と記されていて、西晋の成立とともにこの三級制が成立したように記されている。しかし、実際には曹魏の時から「監諸軍事」「督諸軍事」という実例が見られるのであり、そこから、曹魏において既に都督の三級制は成立していた、と見なすのが現在の一般の認識である。確かに、曹魏においても三級それぞれが名称が見られるのは事実である。しかし、前章で見たように、成立当初の都督制には「監諸軍事」の名称は見られない。つまり、三級制が後になってから形成されたのは明らかである。そこで本章では、都督制がどのように運用されていたのか、この三級制の成立過程に留意しつつ、都督制の運用実態について検討する。

まず、黄初初年の都督就任者をもう一度列举すると、

曹仁・假節・車騎將軍・都督荊揚益州諸軍事

曹休・假節・鎮南將軍・都督(揚州)諸軍事

曹真・仮節・鎮西將軍・都督雍涼州諸軍事

夏侯尚・仮節・征南將軍・都督南方諸軍事・領荊州刺史

夏侯惇・持節・安西將軍・都督関中

臧霸・仮節・鎮東將軍・都督青州諸軍事

呉質・使持節・北中郎將・督幽并諸軍事

の七人が挙げられる。彼らの將軍号に注目すると、曹仁および呉質以外の五人は全て「四征將軍」である。曹仁もまた、もとは征南將軍であり、曹丕が魏王に即位するとともに車騎將軍に遷った⁽²³⁾。呉質の北中郎將にしても、方位を冠するという点において、「四征將軍」に準じると考えてよい。つまり、成立当初の都督制は、基本的に「四征將軍」のみに与えられるものであった。それは、建安末期に征東將軍になっていた張遼が、落ち度がないにもかかわらず曹丕が王位に即くと同時に前將軍に実質的に降格⁽²⁴⁾され、しかも都督にはなっていないという事実にも、端的に現れている。

また、上記の七人からもう一つ言えるのは、臧霸および呉質を除いた五人——すなわち曹氏・夏侯氏の五人——はすべて揚州・荊州・関中を管轄範囲としていることである⁽²⁵⁾。これは呉・蜀に対する防衛が都督の最大の設置目的であったことを示している。北方を管轄範囲とする呉質については、

會鎮北將軍劉靜卒、朝廷以（許）允代靜。已受節傳、出止外舍。大將軍與允書曰「鎮北雖少事、而都典一方、…。」

〔三國志〕卷九、夏侯玄伝、裴注所引『魏略〕

とあるように、北方担当の都督は東（揚州）・南（荊州）・西（関中）に比べると、任務の軽い職であった。それが、帝室ではない呉質が任命された要因となったのであり、「北中郎將」という軍号および「督諸軍事」という都督の階級に反映されているのである。従って、

曹魏の都督制が成立した当初は、任地の重要度および血縁関係に由来する「都督」と「督」の二級制に基づいて運用され、それは將軍号の上に反映されるものであった。

ただし、呉質は後に都督に進号し、⁽²⁶⁾それ以後、北方の都督も基本的に「都督」となり、將軍号も「四征將軍」を有するようになった。⁽²⁷⁾従って、「督諸軍事」の存在は当初は例外であったと言えるだろう。これが常置されるようになるのは、曹魏の末期、司馬遂が「督鄴城守諸軍事」となつてからである。「曹魏時期・督諸軍事就任者」一覧を見れば分かるように、司馬遂以前にも「督諸軍事」就任者は確かにいる。しかし、それらは全て臨時の征討軍における都督であり、地方に常駐するものではなかった。そして、西晋が成立した後、司馬遂の「北中郎將・督鄴城守諸軍事」という組み合わせは基本的に踏襲される。この「四中郎將」と「督諸軍事」との組み合わせの基準が最初の呉質の事例にあることは言うまでもない。

ただ、より重視したいのは、西晋時期の「督諸軍事」の就任者が全て「督鄴城守諸軍事」に限られていることである。逆に鄴の都督は、若干の例外はあるものの、基本的に「督」であった。これは鄴の都督が、都督として有する重要性が低かったことを意味する。実際、督鄴城守諸軍事が実際の軍事行動に従った例はほとんどない。ところが、その就任者はほとんどが帝室である。これは一見矛盾するよう⁽²⁸⁾に思える。この疑問を解く鍵は、おそらく最初の督鄴城守諸軍事就任者である司馬遂にあるだろう。彼がこの職に任命されたのは、魏晋革命の直前である。そして、その頃、鄴には曹魏の帝室が集められており、⁽²⁹⁾また当時の中央軍を構成していた兵戸の家族もまた、鄴の近辺に多数集住していた。⁽²⁹⁾つまり、外敵と接していなくとも、篡奪に向けて着実に歩を進めていた司馬氏にとって、鄴は極めて重要な地であった。「督諸軍事」は当初、単なる「都督諸軍事」の一段下の都督として設置され、従って異姓が就くポストであったのに対して、曹魏末から西晋前期に限って言えば、鄴に限定して督諸軍事が置かれていた結果、むしろ帝室が就くべきポストとなつていたのである。

三級制が成立する大きな画期となつたのは、明帝が即位した太和元年である。この年、司馬懿が假節・驃騎大將軍・都督荊豫諸軍事となつた。⁽³⁰⁾三つの要地の一つである「荊州」に、帝室ではない司馬懿が都督となつたのである。⁽³¹⁾これに対して、朝廷は趙儼を「監荊州諸軍事」として派遣し、司馬懿に対して掣肘を加えた。⁽³²⁾ここにおいて、三級制の原型ができたと言えるだろう。ただし、この時の趙儼

[曹魏時期・督諸軍事就任者]

人名	都督	節	軍号	兼官	任用年	出典
衛臻	督諸軍事	假節	征蜀		228 (太和二年)	『魏書』 22
田豫	督青州諸軍事	假節	殄夷	汝南太守	232 (太和六年)	『魏書』 26
司馬昭	督淮北諸軍事	持節	安東		251 (嘉平三年)	『晋書』 2
鄧艾	督太山諸軍事		振威	兗州刺史	255 (正元二年)	『晋書』 2
司馬遂	督鄴城守諸軍事			北中郎將	261 (景元二年)	『晋書』 37
李胤	督関中諸軍事			西中郎將	263 (景元四年)	『晋書』 44

[西晋武帝期・督諸軍事就任者]

人名	都督	軍号	任用年代	出典
司馬珪	督鄴城守諸軍事	北中郎將	泰始	『晋書』 37
司馬泰	督鄴城守事	安北	泰始	『晋書』 37
山濤	督鄴城守事	北中郎將	泰始	『晋書』 43
司馬彤	督鄴城守事	北中郎將	泰始	『晋書』 38
司馬倫	督鄴城守事	平北	咸寧	『晋書』 59

[曹魏時期・監諸軍事就任者]

人名	都督	節	軍号	兼官	任用年	出典
毋丘儉	監豫州諸軍事	假節	左		248 (正始九年)	『魏書』 28
石苞	監青州諸軍事	假節	奮武		257 (甘露二年)	『晋書』 33
宋鈞	監青州諸軍事				259 (甘露四年)	『晋書』 2
魯芝	監青州諸軍事		振武	青州刺史	260 (景元元年)	『晋書』 90
王沈	監豫州諸軍事		奮武	豫州刺史	261 (景元二年)	『晋書』 39
司馬佃	監兗州諸軍事		右	兗州刺史	263 (景元四年)	『晋書』 38
司馬亮	監豫州諸軍事	假節	左	散騎常侍	263 (景元四年)	『晋書』 59

[西晋武帝期・監諸軍事就任者]

人名	都督	節	軍号	兼官	任用年	出典
王渾	監淮北諸軍事		東中郎將		泰始	『晋書』 42
胡奮	監并州諸軍事		左		276 (咸寧二年)	『晋書』 3
司馬輔	監并州諸軍事				277 (咸寧三年)	『晋書』 37
胡威	監豫州諸軍事		右	豫州刺史	咸寧	『晋書』 90
胡威	監青州諸軍事		前	青州刺史	咸寧	『晋書』 90
王渾	監豫州諸軍事	假節	征虜	豫州刺史	咸寧	『晋書』 42
王濬	監梁益州諸軍事		龍驤		咸寧	『晋書』 42
唐彬	監巴東諸軍事		廣武		咸寧	『晋書』 42
司馬彤	監豫州軍事		平東		太康	『晋書』 38
司馬彤	監青徐州諸軍事		安東		太康	『晋書』 38
王虔	監青州諸軍事	假節	平東			『晋書』 93

は將軍号を有しておらず、また、管轄州の軍事長官というよりはむしろ、司馬懿に対する「監軍」であることから、この「監諸軍事」はいまだ都督制の一環として捉えることはできない。⁽³³⁾そこで、この「監軍」が都督制の中に組み込まれる過程について以下に略述する。曹魏時期、大規模な軍事行動を起こす際、監軍を設置することはしばしば見られる。例えば、

(太和四年) 夏、呉賊寇揚州、以(甄)像爲伏波將軍、持節監諸將東征、還、復爲射聲校尉。(『三國志』卷五、文昭甄皇后伝)

とあり、外戚が臨時に監軍となつて、「諸將」を監している。また、鄧艾と鍾会が蜀に侵攻する際に、二人の動きに不安を抱いた朝廷が衛瓘を監軍として派遣し、実際に衛瓘が監軍としての役割を全うしたのは有名な話である。⁽³⁴⁾ これらから分かるように、監軍は前線で実際の戦闘に関わるというよりもむしろ、後方で味方を監視する役目を持つ。そうした性格は、都督制の中に組み込まれた「監諸軍事」も保ち続けている。というのは、「曹魏時期・監諸軍事就任者」および「西晋武帝期・監諸軍事就任者」の一覧表を見れば分かるように、監諸軍事の管轄州には青州が多いが、青州は「内州」である。これはつまり、監諸軍事が外敵に対する防衛あるいは征討を主たる任務とするのではなく、揚州や荊州といった前線の都督に対する牽制を目的として設置されていることを示している。

では、いつからこうした監軍と都督制とが結びつくのであろうか。その一つの契機は先に述べた趙儼であるが、趙儼の事例はいまだ都督とは認められない。「曹魏時期・監諸軍事就任者」には、曹魏において都督として認めうる監諸軍事を列挙した。この中で最も就任が早いのは毌丘儉である。彼は仮節・左將軍・監豫州諸軍事・豫州刺史であった。この時期、王昶がすでに都督荊豫諸軍事となつていたが、『三國志』卷二十七、王昶伝に

今屯宛、去襄陽三百餘里、諸軍散屯、船在宣池、有急不足相赴、乃表徙治新野、習水軍于二州、廣農墾殖、倉穀盈積。

とあるように、もともと荊州の宛に駐屯していたのが、さらに西南の新野に移ることになった。彼の「有急不足相赴」という論理から言えば、豫州からは更に遠ざかっているのである。そこで、初めて豫州のみを管轄する都督を設置することにし、⁽³⁵⁾ 揚州と荊州の中間に位置するという地理的な条件から、それに「監軍」の任をも付加したことが、毌丘儉の「監豫州諸軍事」の就任へと結びついたのではないだろうか。また、毌丘儉以後も、豫州の都督に監諸軍事が多いのも、こうした地理的条件と関係あるものと考えられる。また、曹魏末期、王凌・毌丘儉・諸葛誕と、相次いで揚州の都督が反乱を起こすかもしくは起こそうとした。曹魏の監諸軍事が、諸葛誕の反乱

の鎮圧後、揚州を囲むように青州・兗州・豫州に集中して設置されているのは、監諸軍事が「監軍」としての役割を担っていたことを如実に物語っている。

「監諸軍事」が「監軍」から派生したものであるのは間違いない。そして、都督制に組み込まれた後も、依然として「監軍」であり続けたことは今述べた通りであるし、それはまた、仮節・奮武將軍・監青州諸軍事であった石苞が「監軍」と記されていることにも窺われる⁽³⁶⁾。ただし、「監軍」の制度そのものが都督制の中に組み込まれたわけではない。一定地域の軍事長官が監軍としての任務を帯びるという意味において、監軍の制度が都督制に組み込まれたのである。都督制に組み込まれていない監軍制そのものが、これ以後も存在し続けたことは、衛瓘の事例を見れば明らかである。

因みに、西晋の太康年間より前、「監諸軍事」の本官には「四征將軍」は一例もなく、「四中郎將」も一例のみである。これは、「都督諸軍事」が四方の征伐・防御を任務としているのに対して、「監諸軍事」がそうした任務を基本的には負っていないことを示す。上で挙げた毋丘儉は、仮節・左將軍・監豫州諸軍事となつたのち、すぐに鎮南將軍へと軍号を進めている。これは、おそらく嘉平四年の「東関の戦い」と関係がある。『三国志』巻四、三少帝紀、嘉平四年の条に

冬十一月、詔征南大將軍王昶・征東將軍胡遵・鎮南將軍毋丘儉等征吳。

とあるように、この時には既に鎮南將軍へと遷っていた。そして、それとともにおそらく「監諸軍事」から「都督諸軍事」へと都督号も進めたと考えられる⁽³⁷⁾。これは、単なる昇進というよりは、むしろ呉への進攻を見据えた上で將軍号および都督号を進めたのである。また、これと似たような事例が、西晋による呉侵攻の際にも見られる。西晋は呉に侵攻する際、まず、それまで都督の設置されていなかった益州に都督を設け、王濬を龍驤將軍・監梁益諸軍事とした。そして、実際に王濬が呉への侵攻を開始した直後に、仮節・平東將軍・都督益梁諸軍事へと遷っている⁽³⁸⁾。ここで、西方に位置する益州の都督であるにもかかわらず「平東將軍」となつたのは、当然、益州から東下して呉へ侵攻することを象徴したものである。このように、「四征將軍」にはそれ自体に固有の職務が定められ、都督の三

級のうち、原則として「都督諸軍事」のみと結びつく將軍であった。

以上を総合して述べると、曹魏・西晋時期における都督制の運用は、(1) 曹魏文帝期(2) 曹魏明帝期から齊王芳期(3) 曹魏高貴郷公髦期から西晋武帝の咸寧年間(4) 西晋武帝の太康年間以降、の四つの時期に分けて理解しなければならない。まず(1)の時期は、都督がいまだに曹操軍閥時代の性格を残しており、三要地の都督は専ら帝室が独占していた。(2)の時期になると三要地の都督にも異姓の就任者が現れる。これは、帝室のための「私」的なポストから、「公」のポストへと変化したという見方もできる。しかし同時に、監軍を設置することにより、異姓の都督を牽制しようとする動きも見られ、それが(3)の時期になって「監諸軍事」として制度化され、都督の三級制が成立する。三級制が成立した曹魏の末期以降、都督制は司馬氏を中心として運用されてゆく。それは「督鄴城守諸軍事」の就任者が専ら司馬氏であったことや、長安に鎮する都督が帝室司馬氏の「親親」に限られていたこと⁽³⁹⁾に現れている。以上の三時期においては、いずれも三要地の都督は「四征將軍」、監諸軍事は「四征將軍」より下位の將軍、督諸軍事は「四中郎將」という対応関係がほぼ成り立っていた。ところが、西晋の武帝が全国を統一した結果、(4)の時期になるとこの対応関係に変化が見られる。「四征將軍」でも監諸軍事となるケースが出てきたのである(前掲「西晋武帝期・監諸軍事就任者」参照)。後漢末から將軍号の濫発が始まり、西晋においてもその傾向に変わりはない。それが、全国平定という事態を受けて、將軍号の持つ重要性が激減したため、將軍号が虚号化し始めたためと考えられる。その結果、都督制は都督そのものを基準として運用されるようになる。こうした傾向は西晋末の混乱期により一層強くなってゆくが、この問題については別の機会に論じたい。

以上により、曹魏・西晋時期の都督制は特定の地方と結びついて運用されており、特に西晋前半期までは將軍号がその標識となっていたことが理解できたと思う。では、都督による地方軍支配体制は、どのような原理に基づいていたのだろうか。次章では、地方に存在する軍隊の内容および組織に焦点を当て、都督制との関連について考察する。

第四章 都督による地方軍支配体制

曹魏時期、地方に存在する兵力としては、中央軍の駐屯部隊——いわゆる「外軍」——と州刺史・郡太守に率いられる州郡兵との二種類があった。⁽⁴⁰⁾従って、都督による地方軍支配体制を明らかにするために、この二系統の軍隊が考察の対象となるが、その鍵となるのは牙門將・騎督である。筆者は先に、魏晉時期における軍隊の構成内容として、「牙門將（もしくは騎督）―部曲督―部曲將―都伯―什長―伍長」という組織が確認できることを指摘した。⁽⁴¹⁾つまり、「一軍」を実際に率いるのは「牙門將」「騎督」であり、それは外軍および州郡兵についても当てはめることができる。この点について、まず具体例によって確認したい。

例えば、外軍について見てみると、『三国志』卷二十八、卞丘儉伝、裴注所引『魏書』に

（文）欽字仲若、譙郡人。…太和中、爲五營校督、出爲牙門將。欽性剛暴無禮、所在倨傲陵上、不奉官法、輒見奏遣、明帝抑之。後復以爲淮南牙門將、轉爲廬江太守・鷹揚將軍。

というのがある。「五營校督」とは中軍の五營校尉の配下の武官であろう。⁽⁴²⁾このように中軍から出でて牙門將になったということは、それが在地の州郡兵ではなく、外軍であることを示している。それはまた、「譙郡」を本貫とする文欽が後に「淮南牙門將」になったということからも分かる。淮南郡は揚州に属するが、外軍の牙門將の事例は揚州に比較的多い。次の事例もまた揚州の牙門將である。

（張）特、字子産、涿郡人。先時領牙門、給事鎮東諸葛誕、誕不以爲能也、欲遣還護軍。會卞丘儉代誕、遂使特屯守合肥新城。及諸葛恪圍城、…不能拔、遂引去。朝廷嘉之、加雜號將軍、封列侯、又遷安豐太守。

（『三国志』卷四、三少帝紀、嘉平五年、裴注所引『魏略』）

張特は最初、牙門将として鎮東將軍・飯節・都督揚州諸軍事の諸葛誕に仕えていた。涿郡出身の張特が揚州にいた事により、上記の文欽と同じく、外軍として認めうる。諸葛誕が彼の才能を認めず、護軍に返そうとしたというのは、護軍が武官の選挙を掌るためである。⁽⁴³⁾ここで注意したいのは、彼が雑号將軍を加えられたという事実である。「加えられた」ということは、遷ったのではなく、牙門將を本官としたまま、雑号將軍を帯びたということである。こうした事例は、他にも見出だすことができる。

己卯、詔曰「諸葛誕造構逆亂、迫脅忠義、平寇將軍臨渭亭侯龐會・騎督偏將軍路蕃、各將左右、斬門突出、忠壯勇烈、所宜嘉異。其進會爵鄉侯、蕃封亭侯。」
〔三國志〕卷四、三少帝紀、甘露二年五月)

諸葛誕が反乱を起こした時、諸葛誕の下から脱してきた路蕃は、騎督であると同時に、偏將軍でもあったのである。このように、牙門將・騎督はそれを本官としたまま下位の雑号將軍号を持つことができたのである。そうすると、次の例も牙門將あるいは騎督とは記されていないが、同じ方向で理解してもよいのではないだろうか。

(郝) 昭字伯道、太原人、爲人雄壯、少入軍爲部曲督、數有戰功、爲雜號將軍、遂鎮守河西十餘年、民夷畏服。

〔三國志〕卷三、明帝紀、太和二年、裴注所引『魏略』

部曲督から戦功によって昇進していった郝昭は、最終的に雑号將軍となって十数年も河西に駐屯していた。ここで雑号將軍とあるのは、上の張特や路蕃と同じく、本官は牙門將もしくは騎督で雑号將軍を加えられた可能性が高い。⁽⁴⁵⁾

外軍の実態は、およそこのような牙門將・騎督によって率いられる軍隊が、呉・蜀との国境を中心として駐屯していたものであろう。そしてそれは、張特の事例に見られるように、中央の護軍より派遣されて、地方の都督に直属していたと考えられる。

次に州郡兵について例を挙げると、『八瓊室金石補正』卷九の「南郷太守郭休碑」の碑陰に

郡領縣八、戸萬七千

百卅

職散吏三百廿人

兵三千人

騎三百匹

參戰二人

騎督一人

部曲督八人

部曲將卅四人

とある。この碑については既に唐長孺氏が考証を加えている。⁽⁴⁶⁾氏によれば、この碑以外にも、『隸統』卷二十一に収録する缺名の碑陰は、『集古録跋尾』卷四および『容齋隨筆』卷十一に載せる「南郷太守司馬整碑」の碑陰であることが確認できる。つまり同じ南郷太守の碑が二つ存在するのである。そしてそれぞれの碑陽の記載から、司馬整が南郷太守であったのは曹魏末期の咸熙二年から西晋初めの泰始三年十一月までであり、郭休はその直後かもしくはやや後に同じく南郷太守になったのであろうという。また「司馬整碑」の碑陰には、部曲將の本貫・姓名等が列挙されているが、それは全て南郷郡に属する県を本貫としており、太守の異動に関係なくその郡に留まっていると考えられることから、この軍隊はまさしく州郡兵と認められる。従って、同じ郡の、ほぼ時代を同じくする「郭休碑」の碑陰に見える軍隊もまた、州郡兵であると指摘する。

つまり、「司馬整碑」と「郭休碑」の碑陰は、両方ともに曹魏から西晋初期の州郡兵の実態を直接示す史料なのである。こうした州郡兵の事例を正史の中に求めると、

朱伺字仲文、安陸人。少爲吳牙門將陶丹給使。吳平、内徙江夏。：張昌之逆、太守弓欽走瀟口、伺與同輩柳寶・布興合衆討之、不克、乃與欽奔武昌。後更率部黨攻滅之。轉騎部曲督、加綏夷都尉。伺部曲等以諸縣附昌、惟本部唱義討逆、逆順有嫌、求別立縣、因此遂割安陸東界爲瀟陽縣而貫焉。其後陳敏作亂、陶侃時鎮江夏、以伺能水戰、曉作舟艦、乃遣作大艦、署爲左甄、據江口、摧破敏前鋒。敏弟恢稱荊州刺史、在武昌、侃率伺及諸軍進討、破之。敏・恢既平、伺以功封亭侯、領騎督。時西陽夷賊抄掠江夏、太守楊珉每請督將議距賊之計、伺獨不言。珉曰「朱將軍何以不言？」伺答曰「諸人以舌擊賊、伺惟以力耳。」珉又問「將軍前後擊賊、何以每得勝邪？」伺曰「兩敵共對、惟當忍之。彼不能忍、我能忍、是以勝耳。」珉大笑。〔晉書〕卷八十一、朱伺伝

という史料がある。彼が本貫とする安陸県は、江夏郡に属する⁽⁴⁷⁾。張昌の乱が起こった時、朱伺の率いる部曲は県を挙げて張昌に従ったが、彼の「本部」だけはそれに従わず、別に県を立てることを求めたので、安陸県の東界に新たに瀟陽県を立て、そこを本貫としたというのである。ここから、彼の率いた部曲のうち、「本部」の居住地は安陸県の東界に集中し、それ以外の部曲についても安陸県の西界およびその近隣の諸県に居住していたことが分かる。これもまた、州郡兵の実態を把握する上で、極めて有用な史料である。また、朱伺は張昌の乱および陳敏の乱に際して、「騎部曲督」「騎督」を歴任している。この事例と、上引の「司馬整碑」「郭休碑」碑陰とを併せて見れば、州郡兵の実態もほぼ了解できるであろう。

では、これらの州郡兵と刺史・太守との関係はどうなっていたのであろうか。この点については、唐長孺氏が、刺史・太守は「軍号」を領することによって兵権を持ちえたという見解を示している⁽⁴⁸⁾。実際、司馬整は宣威將軍、郭休は明威將軍と、二人とも南郷太守と同時⁽⁴⁹⁾に軍号を有している。つまり、「將軍」「牙門將」「騎督」という支配・従属関係によって、刺史・太守は州郡兵を率いていたわけである。この関係は、筆者が先に指摘した関係と完全に一致する⁽⁴⁹⁾。

前章では、都督が「仮節將軍」として他の將軍を統率することを述べた。従って、都督と地方兵との関係をまとめれば、次のようになろう。外軍については、「將軍（都督）」「牙門將」「騎督（外軍）」という関係によって、また州郡兵については、「仮節將軍（都督）」「將軍（刺史・太守）」「牙門將」「騎督（州郡兵）」という関係によって、支配していた、と。つまり、いずれの場合も、「將軍」を基準

とした関係によって、都督の地方軍支配体制は成り立っていたのである。⁽⁵⁰⁾

こうした関係を象徴的に表しているのが、『文心雕龍』の次の文章である。

及晋武帝敕戒、備告百官、敕都督以兵要、戒州牧以董司、警郡守以恤隱、勒牙門以禦衛、有訓典焉。

〔『文心雕龍』詔策第十九、戒敕〕

都督は地方の頂点に位置して軍事を統べ、末端では牙門將が駐屯するのである。州牧と郡守については、「監察」と「治民」という本来の職務が記されているが、將軍号を帯びて兵権を握った場合は、都督と牙門將の中間に位置することになる。因みに、この牙門將に対する戒敕は、『文館詞林』に「西晉武帝誡牙門敕」として全文が収録されている。

敕、將者國之捍城、人之障衛、是以古者難其人。以爾忠壯果烈、武堪偏率、故授牙旗之任、當敬承所稟、唯命是校。撫脩士卒、著挾續之恩、整軍齊衆、立難犯之威。無挑功害能、無請謁受財、無見利忘義、無勇而爲暴。赳赳武夫、〔詩〕稱所以爲美、臨戎不毅、〔春秋〕所以著戒。爾其慎之、動靜數以聞。

〔『文館詞林』卷六百九十一〕

「將者國之捍城」「撫脩士卒」「動靜數以聞」といった文面からも、一軍を率いて地方に駐屯する牙門將の特徴が見出だせるとともに、地方軍を理解する上で牙門將が重要な鍵となることが理解できるであろう。

ここで、いわゆる「州郡領兵制」と、西晉武帝による州郡兵撤廃について、筆者なりの見解を示しておきたい。曹魏時期、刺史・太守に軍号を加える「州郡領兵制」が行われる前から、実際には刺史・太守は兵を有していた。それは、『三国志』卷六、董卓伝に「天子入洛陽、宮室燒盡：州郡各擁兵自衛、莫有至者」とあるように、黄巾の乱から董卓の専横に対する起義といった事件を経て、混乱の度を深めてゆく社会情勢に対応した、必然の成り行きであった。こうした状態の中で、刺史・太守に軍号を加えるということは、現状

を追認することに他ならない。しかし、より重要なのは、それは「刺史」「太守」という官職そのものから兵権を分離させることをも意味するということである。つまり、軍号を加えずに刺史や太守が兵を率いている場合、それは「刺史」「太守」そのものが兵権を握っていることを意味する。これに対して、実際に軍隊を有している刺史あるいは太守に軍号を加えれば、それは、軍隊を率いるのはあくまでも將軍の職掌によるものであって、刺史・太守の官職によるものではないことを表明することになるのである。魏の黄初中、豫州刺史であった賈逵は以前から兵権を持っており、後になって將軍号を加えられた⁽⁵¹⁾。こうしたことは、他にもあったであろう。

一方、西晋の武帝によるいわゆる「州郡兵の撤廃」は、制度の上から見れば刺史・太守が軍号を領することを罷めたものとして理解されており、筆者もまたその意見に賛成である。しかし、それ以後も地方に軍隊が存在し続けており、都督もまた現に存在し続けている⁽⁵⁴⁾。つまり「州郡兵の撤廃」とは、従来、刺史・太守を通して都督に統轄されていた地方の軍隊を、刺史・太守から軍号を取り上げる⁽⁵³⁾ことにより、都督が直接支配下に置くようになったことを意味する。⁽⁵⁵⁾『南齊書』卷十六、百官志、州牧・刺史の条の

晉太康中、都督知軍事、刺史治民、各用人。

という記事は、このような現実を説明したもののなのである。西晋の武帝による「州郡兵の撤廃」は、文字通り州郡兵を解散したのではなく、「軍民分治」の思想を実行に移したものとして理解すべきである。

以上により、都督による地方軍支配体制の基本的な部分は明らかになったと思う。しかし、ここで一つ付け加えたいことがある。それは、「郭休碑」碑陰の「騎督一人」の上段にある「參戰二人」という記載である。また、『金石録』卷二十に収める「晉護羌校尉彭祈碑」の碑陰にもまた、「參戰・騎督・歩督・散督」という名称が見える。騎督の上に記されていることから、騎督よりも上の立場に位置するのは明らかであり、従って州郡兵を理解する上で重要な鍵を握っているのではないかと考えられる。しかし、具体的な職掌や官制上の位置づけは全く不明である。

そこで、「參戰」に関する史料を探してみると、まず『宋書』百官志に

魏元帝咸熙中、晉文帝爲相國、相國府置中衛將軍・驍騎將軍…參軍二十二人・參戰十一人…。(『宋書』卷三十九、百官志上)

という記事がある。晋の文帝とは言うまでもなく司馬昭のことであるが、彼が曹魏の末期、相国となった時の府官に「參戰」という名称が見える。これにより、まず參戰が參軍と同様の、幕府の属僚であることが分かる。次に、西晋の八王の乱の最中の事として、

(劉) 聰以 (劉) 元海在鄴、懼爲成都王 (司馬) 穎所害、乃亡奔成都王、拜右積弩將軍・參前鋒戰事。⁽⁵⁶⁾

(『晋書』卷百二、劉聰載記)

という史料がある。匈奴の劉聰は、成都王穎のもとで「右積弩將軍・參前鋒戰事」になったというのである。參軍の名称が本来「參某軍事」であることを考えれば、この「參前鋒戰事」は參戰のことであると考えてよいだろう。そして、その「某某」には通常、「參車騎軍事」や「參征東軍事」のように、將軍号が入る。そうすると、成都王穎のもとで前鋒將軍となったのは、管見の限り史料上からは陸雲一人しか見出せない。

張昌爲亂、(司馬) 穎上 (陸) 雲爲使持節・大都督・前鋒將軍以討昌。(『晋書』卷二十四、陸雲伝)

陸雲は成都王穎のもとで「前鋒將軍」となっている。また同時に「使持節・大都督」となっており、おそらく軍府を開いたであろう。劉聰は陸雲の「參戰」になったのではないだろうか。これ以上詳しいことは分からないが、參戰が幕府の府官であることは間違いない。そして、そこから「郭休碑」「彭祈碑」に見える參戰を考えると、それは当地の都督の属僚ではないかという可能性が浮かんでくる。⁽⁵⁷⁾つまり、都督は參戰を管轄州郡に派遣することによって、刺史・太守の州郡兵支配に対して、ある程度干渉しえたのではないかと、とそう考えると、上述の西晋武帝の州郡兵撤廃政策も、理解しやすくなる。つまり、刺史・太守に軍号を加えるというのは、上に述べた

ように、刺史・太守の職掌から兵権を分離させる意味を持つ。しかし、刺史・太守自身が軍号を有している限り、一人の人間が軍民両権を握っていることに変わりはない。そこで、更に都督が属僚を派遣して刺史・太守の州郡兵支配に制限を加えれば、刺史・太守の兵権は弱体化する。後は刺史・太守の軍号を取り上げるだけで「軍民分治」は完成するのである。刺史・太守から軍号を取り上げると言っても、何の予備段階も経ずにそうした措置を行うとは考えにくい。

そうして、一旦「州郡兵撤廃」が遂行されれば、後は参戦の存在意義はなくなる。西晋末期の混乱以降、東晋から南朝にかけて、「軍民分治」の理想とは裏腹に、現実には「軍民兼領」の方向へと流れてゆく。そのような流れの中では、参戦が全面的に復活する余地はなかった。⁽⁵⁸⁾ 以上に挙げた例からも分かるように、「参戦」の実例は曹魏末期から西晋中期までにしか見られない。参軍が後に府官の中で大きな比重を占めるようになるのは対照的に、参戦はすぐに姿を消してしまうのである。それは、参戦のこのような役割と関係しているのではないだろうか。ただし、参戦に関する史料は極めて少ない。筆者のこのような参戦に関する理解は、仮説として止めておきたい。

おわりに

以上をまとめると、魏晋における都督制は、『晋書』職官志の記述方式および記述内容、成立経緯(將軍仮節の制)、運用実態(將軍号)、地方軍支配体制(將軍一牙門將の系統)、いずれの側面から見ても、「將軍」を制度的基盤としていた。都督は、將軍を前提としなければ存在しえない制度として成立したのである。

従来の研究でも將軍と都督との間に密接な関連があることを認めてはいるが、こうした制度上の認識に基づいたものではなく、具体的な個々の事例から導き出されたものである。そのため、中には「太守を本官とする都督も存在した」といった見解まで出されている。⁽⁵⁹⁾ また、都督を州の上級機関として把握し、刺史との関係、あるいは都督区の設定を問題の中心とする研究が多い。都督・將軍・刺史という三者の関係を論じる際、都督と刺史との関係に重心を置く傾向が強いのである。しかし、言うまでもなく、都督は軍事制度であつ

て、本質的には刺史とは関係ない。例えば『晋書』卷二、文帝紀に

(甘露) 四年夏六月、分荊州置二都督、王基鎮新野、州泰鎮襄陽。

とあるように、一州の中に都督を二つ設置することすらあった。また、第三章で紹介したように、王昶が駐屯地を宛から新野に移したことは、都督は地方に常駐するとは言え、必ずしも固定の治所を持っていなかったことを端的に物語る⁽⁶⁰⁾。都督はやはり、刺史との関連よりはむしろ、將軍に注目してこそ理解できる制度なのである。思うに、従来の研究がこのような傾向を有しているのは、史料に見える個々の具体的な事例を全て同列に扱っていることに原因の一つがあるようである。確かにこの時代、刺史が軍号を有して兵権を持つ傾向が強く、また都督が地方に常駐するため、都督と刺史との間に問題が生じることはある。しかし、それは現実の局面から生じたいわば二次的な問題であって、確かに都督制の作用を考慮する上で重要な問題の一つではあるが、制度そのものの解明とは関係ない。こうした混乱の時代における制度を把握する時には、「理念」と「現実」、「原則」と「例外」をはつきりと認識しなければ、本質を見誤ることになりかねない。

この時代、都督と刺史との関係が問題になるのは、都督が刺史の上級機関であると捉えるよりも、むしろ刺史が將軍号を帯びることによって、都督の支配下に入ることと起因すると考えるべきである。現象面から見れば同じではあるが、理解の仕方に注意すべきであろう。そして、このような観点から都督の支配体制を理解すると、従来の「州郡領兵制」「西晋武帝の州郡兵撤廢」といった問題に対しても、新たな一面を見出すことができる。都督の州郡兵に対する支配は、「仮節將軍―將軍―牙門將・騎督」という支配・従属関係に基づいていた。一方、刺史・太守に將軍号を加えるという制度は、刺史・太守「そのもの」には兵権がないことを宣言するという点において、重要な意味を持つ。つまり、後漢末の混乱期より、実質的に軍隊を有していた刺史・太守から、兵権を分離させるための措置であったとも言えるのである。従って、刺史・太守から軍号を取り上げるとは、彼らから名実ともに兵権を回収するとともに、都督が州郡兵を直接支配するようになることを意味する。西晋の武帝による州郡兵撤廢政策は、こうした観点から理解すること

ができるのではないだろうか。

「本稿で見てきたように、曹魏から西晋にかけては、都督制は徐々に変化を遂げつつも、基本的には理想に近い形で——すなわち、将軍号を中心として——運用されてきた。しかし、現実的な要請から、州刺史あるいは郡太守と結びつくこともまた、成立当初から見られる。また、将軍号の濫発および西晋武帝の全国統一という事態を受けて、将軍号そのものが虚号化を始める。その傾向は、西晋の八王の乱・永嘉の乱を経て強まり、東晋以後決定的となっていく。その結果、都督制そのものが変化していくことになる。東晋南朝における都督制は、曹魏・西晋時期とは別の論理で運用されるようになる。この問題については、稿を改めて論じたい。

注

- (1) 日中両国の主な研究は小尾孟夫著『六朝都督制研究』(広島、溪水社、2001年)の序章「六朝時代における軍制史研究の現状と課題」(10-25ページ)にまとめられている。なおその他に、近年、張鶴泉氏が「曹魏都督諸州軍事制度試探」(中国魏晋南北朝史学会編『魏晋南北朝史研究』武漢、湖北人民出版社、1996年、55-70ページ)「西晋都督諸州軍事制度試探」(『東南文化』編輯委員会編『六朝文化国際学術研討会暨中国魏晋南北朝史学会第六屆年會論文集(『東南文化』1998年増刊2)』南京、南京博物院『東南文化』雜誌社、1999年、113-118ページ)を発表し、制度面からの研究を行っている。
- (2) そのうちの数例は、本稿の中でも取り上げる。
- (3) 実際のところ、規定を破ることによって、あるいは例外から制度が変化していく、という事も少なからずあったであろう。都督制についてもこのような側面が見られるのであり、本稿もこのような観点から都督制の変化を捉えたものである。
- (4) 嚴耕望『中国地方行政制度史・乙部 魏晋南北朝地方行政制度』(台北、中央研究院歷史語言研究所、1997年景印四版)上册、第二章「都督與刺史」87-136ページ、特に91-99ページ参照。
- (5) ただし、武官公の中でも太尉だけは(D)の省略部分の中に「太尉雖不加兵者、吏屬皆絳服」とあることから、(E)ではなく(D)に含まれていた。
- (6) また逆に、(F)と(G)の間にある「光祿大夫假銀章青綬者」の段に「加兵之制、諸所供給依三品將軍」という規定があることから、文官公にも「加兵之制」があることが分かる。この場合はもちろん、文官公であっても(E)の規定が適用されたであろう。
- (7) 「はじめに」で述べたように、日本における都督制研究は四征將軍との関連を中心として展開されてきた。ただし、それは具体的な事例の分析から得られた結果であって、『晋書』職官志の検討を通してではない。

- (8) この点については、小尾氏が既に指摘している。小尾前掲書56ページおよび83ページ参照。
- (9) 大庭脩「後漢の將軍と將軍假節」〔秦漢法制史の研究〕東京、創文社、1982年所収、410-465ページ。特に445-458ページ参照。なお、ここで將軍と言っているのは、中郎將や校尉も含む、広い意味での「將軍」である。本稿でも特に限定しない限り、この意味において將軍という言葉を用いる。
- (10) ただし、非漢民族を統治する官である使匈奴中郎將や護烏丸校尉などの類は、その職務の性格上から、「使持節」の官であった。大庭前掲論文435-436ページ。
- (11) 拙稿「都督制の成立」〔東洋史研究〕第六十卷第二号、1-28ページ)
- (12) 唐長孺「西晋分封與宗王出鎮」〔魏晋南北朝史論拾遺〕北京、中華書局、1983) および前掲拙稿(17-22ページ)参照。
- (13) 『三國志』卷十七、樂進伝および同書于禁伝参照。
- (14) 『三國志』卷九、曹仁伝
及即王位、拜仁車騎將軍・都督荊揚益州諸軍事、進封陳侯、增邑二千、并前三千五百戶。
『三國志』卷十八、臧覇伝
- (15) 文帝即王位、遷鎮東將軍、進爵武安鄉侯、都督青州諸軍事。
本伝では「官至振威將軍、假節・都督河北諸軍事、封列侯。」とあり、そこに附せられた表注では「及魏有天下、文帝徵質、與車駕會洛陽。到、拜北中郎將、封列侯、使持節・督幽并諸軍事、治信都。」とある。一方、『三國志』卷二十四、崔林伝には「文帝踐阼、拜尚書、出爲幽州刺史。北中郎將吳質統河北軍事、。」とある。従つて、最初は北中郎將であつたのは間違いない。吳質伝の「官至」という表現から、振威將軍は最終的に至つた官職なのであろう。そして北中郎將から振威將軍へと昇進するとともに、「督」から「都督」へと進号したものと考えられる。因みに、『通典』卷三十六に載せる「魏官置九品」では、振威將軍・北中郎將ともに第四品であるが、序列は振威將軍の方が上である。
- (16) 陳琳国「論魏晋南朝都督制」〔北京師範大学学报〕1986年第4期)参照。
臧覇については、他の都督とは明らかに異質である。それは、彼の「都督青州諸軍事」という肩書きである。つまり、他の都督とは異なり、呉・蜀と接していない所謂「内州」の青州を管轄範囲としていたのである。これは、『三國志』卷十八臧覇伝に
太祖以覇爲琅邪相、(吳)敦利城・(尹)禮東莞・(孫)觀北海・(孫)康城陽太守、割青徐二州、委之於覇。
とあるように、早くから青・徐二州の統治を臧覇に委任していたことの延長線上にある。田余慶「漢魏之際的青徐豪霸問題」〔歴史研究〕1983年第3期)参照。
- (17) 吳質については次章で説明する。
- (18) 前掲拙稿21ページ参照。
- (19) ただし、実際には都督以外の將軍に節を仮すことは極めて少ない。『三國志』卷十六、杜恕伝に
復出爲幽州刺史、加建威將軍、使持節・護烏丸校尉。時征北將軍程喜屯薊、尚書袁侃等戒(杜)恕曰「程申伯處先帝之世、傾田國讓於青州。足下今俱杖節、使共屯一城、宜深有以待之。」

とある。征北將軍の程申伯、すなわち程喜が節を持していたという史料は見当たらないが、袁侃の「足下今俱杖節」という言葉から、程喜が杜恕と同様に節を持していたことは間違いない。このように、「仮節將軍」が「共に一城に屯する」というのは、通常はあり得ない事態であったことが分かる。このエピソードは、「節を仮される」という事実が極めて重要な意味を持ち、「仮節將軍」がかなりの独立性を有していたことを物語っている。従って、仮節將軍をより確実に統率するためには、『宋書』卷三十九、百官志上、持節都督の条に

假黃鉞、則專戮節將、非人臣常器矣。

とあるように、「假黃鉞」が必要だった。例えば、黃初中、都督諸軍事の曹休が假節・前將軍の張遼を統率する際には

帝征孫權、以休爲征東大將軍、假黃鉞、督張遼等及諸州郡二十餘軍、擊權大將呂範等於洞浦、破之。〔三國志〕卷九、曹休伝

とあるように、「假黃鉞」であった。そもそも、本章で述べてきたように、都督は假節將軍に対して与えられる肩書きである。「假節」が他の將軍を統率する権限を表している以上、假節將軍が假節將軍を統率するには限界があったことは想像に難くない。假節將軍より根本において上位に立つためには、「節」より一段上の「鉞」を必要としたのである。曹魏初年には張遼・張郃・徐晃・文聘等、比較的多数確認できる都督以外の假節將軍が、のちにはごく少数の例しか見なくなるのも、こうした「都督・假節將軍」と「非都督・假節將軍」との微妙な関係が一因であろう。思うに、こうした矛盾は都督制がそれ自体で制度として確立されず、後漢の將軍假節の制に拠らなければならなかったことに起因するのであるが、問題は、なぜ都督制が將軍假節と結びついて成立したのか、言い換えると、なぜ都督そのものだけで制度として確立されなかったのか、ということである。この問題については、呉・蜀の都督制をも含めて検討すべき課題であろう。

(20)

前章で述べたように、都督は「四征將軍」に与えられるのが基本であった。より詳しくは次章参照。

(21)

『通典』卷三十六の「魏官置九品」の第二品の条で、「諸四征・四鎮」を車騎將軍より上位に置いているのは、この『宋書』の記事に基づいているのではないだろうか。しかし、『宋書』のこの史料は、「持節・車騎將軍」と「持節・都督・四征將軍」との従属関係を述べているのであって、「車騎將軍」と「四征將軍」との上下関係を説明しているのではない。なぜならば、注(23)に引用する曹仁の事例では、征南將軍から車騎將軍へと遷っている。これは曹魏初期の事例であるが、正始年間には王淩が征東將軍から車騎將軍へと遷っており(『三國志』卷二十八)、嘉平年間には郭淮が征西將軍から車騎將軍へと遷っている(『三國志』卷二十六、郭淮伝)。従って、曹魏一代を通して、車騎將軍が將軍号の序列として「四征將軍」よりも上に位置していたのは明らかである。『通典』のこの記載は、おそらく誤りである。

(22)

本稿では、「持節」の三級制には触れなかった。それは次のような理由による。既に述べたように、「持節」には「使持節・持節・假節」の三級がある。そして、この三級それぞれの実例が少なからず史料上に見える事は、嚴耕望氏の指摘通りである。ただし、丹念に見ていくと、史料が錯綜していることが少なくない。その一例は注(15)で挙げた呉質にもあるが、その他にも例えば、『晋書』卷四十二、王渾伝に

遷安東將軍・都督揚州諸軍事、鎮壽春。帝下詔曰「使持節・都督揚州諸軍事・安東將軍・京陵侯・王渾、。」

とあり、詔には「使持節」とあるにもかかわらず、本文で官歴を記す際にはその記載がない。因みに、王渾はこれより前に、「征虜將軍・監豫州諸軍事・假節・領豫州刺史」になっており、その時点で既に節は授けられていた。しかし、「假節」から「使持節」へと変更したという記述はどこにもない。あるいはまた、東晋時代のことであるが、『晋書』卷八、穆帝紀、升平元年六月の条に

以軍司謝奕爲使持節・都督・安西將軍・豫州刺史。

とあって「使持節」と記されているが、『晋書』卷七十九、謝奕伝では

乃遷都督豫司冀并四州軍事・安西將軍・豫州刺史・假節。

とあり、「假節」としているのである。このような史料表記上の混乱は、これだけに止まらない。従って、「持節」の三級制が実際にどのような基準に基づいて運用されていたかという問題は、こうした史料状況にある以上不可能と言わざるをえない。

(23) 『三國志』卷九、曹仁伝

復以仁行征南將軍、假節、屯樊、鎮荊州。…還屯樊、即拜征南將軍。…及即王位、拜仁車騎將軍、都督荆揚益州諸軍事…。

この曹仁の昇進は、都督が「四征將軍」よりも上位の將軍号と結びつく前例を開いた。本章で紹介するように、太和元年に司馬懿が驃騎大將軍を以って都督に就任したのは、こうした前例に基づく。また同様に、曹休が都督のまま征東大將軍から大司馬に昇進したのは、諸公に都督が与えられる前例を開いた。第一章で紹介したように、『晋書』職官志に「諸公及開府位從公爲持節都督」という規定が存在するのは、こうした前例に基づく。そしてその場合も、「領兵」を前提としていることは既に述べたが、それは司馬懿が大尉から太尉になったときのこと

に記されていることに現れている。注(5)参照。

(24) 『三國志』卷十七、張遼伝。なお、森本淳「曹氏政權の崩壊過程に関する一試論——軍事権との関係を中心に——」(中央大学『アジア史研究』第二十五号、2001年、1-26ページ)も参照。

曹仁の「益州」が名目上だけのものであるのは言うまでもない。

(25) 注(15)参照。

例えば、ここで引用した許允は「假節・鎮北將軍・都督河北諸軍事」であり(『三國志』卷九、夏侯玄伝、何曾も「假節・鎮北將軍・都督河北諸軍事」であり(『晋書』卷三十三、何曾伝、陳本もまた「假節・鎮北將軍・都督河北諸軍事」であった(『三國志』卷二十一、陳本伝)。

(26) 『晋書』卷一、宣帝紀

(嘉平三年夏四月)悉録魏諸王公置于鄴、命有司監察、不得交關。

(27) 浜口重国「魏晋南朝の兵戸制度の研究」(『秦漢隋唐史の研究』東京、東京大学出版会、1966年)上巻所収、392-393ページ参照。

(28) 『晋書』卷一、宣帝紀

(黃初五年)轉撫軍・假節、…帝督諸軍討(孫)權、走之。…遷驃騎將軍。太和元年六月、天子詔帝屯于宛、加督荆豫二州諸軍事

ここでは「驃騎將軍」としているが、『三國志』卷三明帝紀、黃初七年八月辛巳の条では「撫軍大將軍司馬宣王爲驃騎大將軍」とする。司馬懿とともに輔政の任に当たった陳羣が「鎮軍大將軍」であったことを考えると(『三國志』卷二十二、陳羣伝)、司馬懿も黃初五年でなったのは「撫軍將軍」ではなく「撫軍大將軍」であろう。そうすると、一旦「大將軍」を加えられた者が將軍号を遷る際には、通常「大將軍」を加えたままであることを考えれば、やはり『三國志』に従って「驃騎大將軍」と考えるべきである。

また、ここで「加督」とあることに注意したい。というのは、『晋書』卷四十三、山簡伝に

永嘉三年、出爲征南將軍・都督荆湘交廣四州諸軍事・假節、鎮襄陽。…尋加督寧益軍事。

とあり、『晋書』卷二十八、周撫伝に

後代田丘奥監巴東諸軍事・益州刺史・假節、將軍如故。尋進征虜將軍、加督寧州諸軍事。とあり、また『晋書』卷八十五、劉毅伝に

俄進毅爲都督荆寧秦雍四州之河東河南廣平揚州之義成四郡諸軍事・衛將軍・開府儀同三司・荊州刺史、持節・公如故。毅表荊州編戶不盈十萬、器械索然。廣州雖凋殘、猶出丹漆之用、請依先準。於是加督交廣二州。

とあるように、「加督」という表現は、もともと都督である者に対して管轄州を増やす際によく使われ、その際、もとの都督の号が「都督」「監」であつても、「督」と記すのである。これに対して、通常、都督でない者が都督になる時は「爲」「遷」という表現を用いる。

また、司馬懿は驃騎大將軍という極めて高位の將軍号を有している。魏晉時期において、こうした高位の將軍号を有しながら「督諸軍事」であつたという事例は、他にない。かつ、曹魏から西晋にかけて、揚州・荊州・関中の三要地を管轄範囲とする都督が「監諸軍事」「督諸軍事」であつたことはほとんどない。わずかに、後掲の「曹魏時期・督諸軍事就任者」の一覽表に挙げた李胤の「督関中諸軍事」という一例のみが見えるが、しかし李胤は実際には「都督関中諸軍事」の鍾会の下で從軍していたと考えられる。つまり、実質的には一例もないのである。

以上の理由から、司馬懿はこの時すでに「都督諸軍事」の肩書きは持つており、太和元年では荊州と豫州を具体的な管轄範囲として定めただけであり、正式には「都督荆豫諸軍事」であると考えられる。ちなみに、ここで挙げた『晋書』宣帝紀の記載から、司馬懿が「督荆豫諸軍事」となる前に仮節將軍として「諸軍を督」していたことが分かる。『晋書』宣帝紀の記載が全般的に極めて簡略で、驃騎大將軍を「驃騎將軍」と記したり、撫軍大將軍を「撫軍」とのみ記していることも念頭に置くべきであろう。

この間の詳しい事情は、前掲森本淳「曹氏政権の崩壊過程に関する一試論——軍事権との関係を中心に——」13-15ページ参照。ただし、氏は司馬懿の例を以て異姓が都督に就任した最初の事例と見なし（臧覇を例外として）、だからこそ「督諸軍事」であつたと述べている。しかし、注(29)で考証したように、これは「都督」である可能性が極めて高い。また、臧覇以外に異姓で最初に都督に就任したのは、既に言及しているように呉質がいる。

(32) この時は病により赴任できなかったが、直後にまた「監豫州諸軍事」になっている。『三国志』卷二十三、趙儼伝参照。

(33) 張鶴泉氏は、前掲「曹魏都督諸州軍事制度試探」(59-62ページ)において、この趙儼の事例を根拠として、將軍号を本官としない都督が存在すること、そしてそれが「監諸軍事」という名称を与えられると論じているが、その見解は誤りである。本稿で論証したように、都督制は將軍を本官としなければ成り立たない制度である。趙儼の「監諸軍事」は、あくまでも「監軍」が都督制に組み込まれる過渡期の形態として理解すべきである。

(34) 『晋書』卷三十六、衛瓘伝参照。

(35) 管見の限り、田丘儉より前に豫州一州のみを管轄する都督は設置されていない。

(36) 『三国志』卷二十八、諸葛誕伝

又使監軍石苞・兖州刺史州泰等、簡銳卒爲游軍、備外寇。

(37) 『三国志』卷二十八、田丘儉伝に

諸葛誕戰于東關、不利、乃令誕・儉對換。誕爲鎮南、都督豫州。儉爲鎮東、都督揚州。とあり、田丘儉と入れ替わりに鎮南將軍となった諸葛誕は、都督豫州諸軍事となつてゐる。従つて、田丘儉も鎮南將軍になつた時点で、都督豫州諸軍事となつたであらう。

(38) 以上、王濬の事例については『晋書』卷四十二、王濬伝参照。

(39) 『晋書』卷五十九、河間王顥伝

(元康)九年、代梁王彤爲平西將軍、鎮關中。石函之制、非親親不得都督關中、願於諸王爲疎、特以賢舉。

(40) 何茲全「魏晋的中軍」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』第十七本、1948年、409-433ページ)参照。

(41) 前掲拙稿、11-14ページ参照。

(42) 前掲何茲全論文、413-414ページ参照。

(43) 『三国志』卷二十八、諸葛誕伝

王凌之陰謀也、太傅司馬宣王潛軍東伐、以誕爲鎮東將軍・假節・都督揚州諸軍事、封山陽亭侯。

(44) 『三国志』卷九、夏侯玄伝、裴注所引「世語」に

玄世名知人、爲中護軍、拔用武官、參戰牙門、無非俊傑、多牧州典郡。

とあり、また同上裴注所引「魏略」に

護軍總統諸將、任主武官選舉、前後當此官者、不能止貨賂。故蔣濟爲護軍時、有謠言「欲求牙門、當得千匹、百人督、五百匹。」とある。

(45) 筆者の考えでは、下位の雑号將軍で地方に駐屯している者は、実際には牙門將であるいは騎督として雑号將軍を帯びていたのではないかと思う。それは、先にも述べた通り、軍隊の構成上、一軍を率いるのは牙門將・騎督であり、それに対して雑号將軍(中郎將・校尉も含む)は、軍功によつて彼ら「督將(部曲督・部曲將を含む)」に与えられる「褒賞」としての側面を強く持つていたと考えられるからである。例えば、本章で後に引用する「司馬整碑」の碑陰にも「部曲將・裨將軍」や「部曲將・武猛中郎將」といった事例が見られる。つまり、牙門將・騎督は軍隊組織における「ポスト」であるのに対し、雑号將軍は実質を伴わない「標識」としての側面が強いのである。

(46) 唐長孺「晋郭休碑跋」(『魏晋南北朝隋唐史資料』第八期、1986年、1-5ページ)

(47) 『晋書』卷十五、地理志下、荊州の条参照。

(48) 唐長孺「魏晋州郡兵的設置和廢罷」(『魏晋南北朝史論拾遺』中華書局、北京、1983年、141-150ページ)。また、高敏「魏晋南北朝兵制研究」(大象出版社、鄭州、1998年)27-36ページ参照。

(49) 前掲拙稿13ページ参照。筆者はそこで、牙門將・騎督は上位の將軍に属することを指摘した。こうした將軍と牙門將・騎督との関係について、若干補足したい。王莽以前、上位の將軍に属する下位の將軍は、「裨將」と呼ばれ、さらに大規模な編成の場合は、「大將」列將「裨將」という関係になる。当初一般名詞であったこの「裨將」は、王莽以後、「偏將軍」「裨將軍」として制度化される(前掲大庭著書384-385ページ参照)。牙門將・騎督はこの「偏・裨將軍」の系譜を受け継いでいるのではないかと考えられる。つまり、「假節將軍」將軍「牙門將・騎督」と

いう関係は、「大将―列将―裨将」という関係に対応するのである。

本章で引用した朱伺の事例に見られるように、牙門将・騎督は「將軍」と呼ばれる。一軍を率いるという職務から、牙門将・騎督は「將軍」として認識されていたのである。この事実を念頭に置きつつ、『通典』卷三十六「魏官置九品」および同書卷三十七「晋官品」を見ると、牙門将・騎督は全ての將軍号の末端に位置することに気づく。一方、『隋書』卷二十六、百官志下および『通典』卷三十七「梁官品」に見える「不登二品軍号」の第一班、すなわち全ての將軍号の最末端には「偏將軍・裨將軍」があり、逆に牙門将・騎督の名はどこにも見えない（「牙門將軍」は「不登二品軍号」の八班、すなわち最上位に見えるが、その注に「代舊建威」とあるように、魏晋の牙門将そのものではない）。これは、牙門将・騎督と偏・裨將軍との関連性を物語るものではないだろうか。

いずれにせよ、相対的な位置関係から見た場合、牙門将・騎督が漢代の「裨将」に相当するのは間違いない。牙門将・騎督は、將軍という側面から見れば最末端に位置し、「一軍」の構成から見れば、頂点に当たる。つまり、両者の結節点に位置するのであり、軍隊組織上の武官でありながら、「將軍」と呼ばれる所以である。

(50) 高敏氏は、刺史・太守に軍号を加えて兵権を持たせることを「州郡領兵制」と名づけ、都督制は州郡領兵制の基礎の上に形成されたという見解を示している（高敏前掲書28ページ参照）。ここで述べた支配関係から考えて、氏の理解は正しいと言えるだろう。

(51) また、このような支配体制を念頭に置くと、前章で述べたように趙儼の「監諸軍事」を都督制と見なすことは不可能であることが分かるだろう。つまり、趙儼は「監荊州諸軍事」「監豫州諸軍事」として、荊州あるいは豫州の州郡兵を指揮下に置いたのではなく、都督荊豫諸軍事として荊・豫二州の州郡兵を指揮していた司馬懿を監察していたのである。

(52) 『三国志』卷十五、賈逵伝
 黃初中、與諸將並征吳、破呂範於洞浦、進封陽里亭侯、加建威將軍。

(53) 前掲唐長孺「魏晋州郡兵的设置和廢罷」参照。
 前掲高敏著書164-169ページ参照。

(54) 一例のみ挙げると、『晋書』卷三、武帝紀に
 （太康四年）秋七月壬子、以尚書右僕射・下邳王晃爲都督青州諸軍事。

(55) とある。太康四年は、「州郡兵撤廢」政策実行直後である。

(56) もっとも、全ての州郡兵がそのまま残されたわけではないだろう。しかし、もし「州郡兵の撤廢」が軍隊そのものの解散を意味するのであれば、都督の存在意義がなくなり、従って都督も廢止されたはずである。平呉後も都督が廢止されなかったのは事実であり、従って州郡兵もその一部は存続していたに違いない。平呉後の州郡兵の問題については、より詳しく検討する必要があるだろう。

(57) 『魏書』卷九十五、劉聰伝にもほぼ同文がある。
 以（劉）淵在鄴、懼爲成都王穎所害、亡奔穎、穎甚悅、拜右積弩將軍・參前鋒戰事。

(58) 郭休碑からは彼が軍府を開いた形跡が見られないことは、唐長孺氏が前掲論文で指摘している。従って、太守自身の属僚とは考えられない。「彭祈碑」および劉聰の事例は、州郡兵撤廢以降の時期である。従って、一時的には地方兵の存在する所、あるいは非漢民族を体制内に取り込

(59) む際に参戦が置かれたようである。しかし、東晋から南朝にかけて、あるいは北朝においても、参戦の事例は一つもない。前掲張鶴泉「曹魏都督諸州軍事制度試探」62ページ参照。氏は、第三章で掲げた「曹魏時期・督諸軍事就任者」の表に見える田豫の事例を以って、そう論じている。しかし、制度上、都督の本官が將軍であることは本稿で論証したところである。従ってこの場合、より重視すべきは、彼が「殄夷將軍」を兼ねていることである。つまり、田豫の本官は確かに太守ではあるが、將軍を兼領し、都督はその將軍に付加されたものなのである。

(60) なお、その他の研究においても、「刺史が都督を兼ねる」といった表現がしばしば見られる。都督を与えられた將軍が刺史を兼ねる、あるいは刺史が將軍を兼ねて都督になることはあっても、刺史がそれ自体で都督を兼ねることはあり得ない。こうした都督と刺史との関係について、前掲拙稿では先行研究と同様、誤った見方をしていた。ここに訂正する。

※ 本稿は、『魏晋南北朝隋唐史資料』（武漢大学中国三至九世紀研究所）の第20輯（2003年）に中国語で発表した原稿の日本語訳である。すでに十余年経過しているが、本稿が日本ではほとんど参照されていないこと、したがって本稿で指摘した点に関して研究状況が進展していないことをふまえて、ここに日本語版を掲載することとした。無用の混乱を避けるため、改変は一切加えていない。なお本稿の続編が『東洋史研究』第七六巻第一号（二〇一七年六月刊行予定）に掲載予定であることも併せて付記させて頂く。